

令和5年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	佐々木龍悦君	教育長	栗林守君
教育推進監	青谷千里君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 最初に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問をいたします。今回の質問は2つです。

まずは、1問目です。

観光施設にドッグランを設置し、ペット・ツーリズムへの対応を。

車に犬を乗せて移動する人を、最近をよく見かけます。家族の一員であるペットと一緒に旅行したいというニーズは高まっており、「ペット・ツーリズム」という言葉も耳にするようになりました。六郷温泉あったか山には、ペットの同伴宿泊が可能なコテージがあり、喜ばれているという話も聞いております。

先日、愛犬家の方から、「車で旅行するときは、ドッグランのあるサービスエリアや道の駅を選んで利用する」という話を聞きました。夏の日中はアスファルトの表面が高温になり、犬を歩かせられません。愛犬家から選ばれる施設は、犬が喜んで走り回れる土の広場があることが条件となります。

全国に1,200以上ある道の駅で、ドッグランを併設しているところは約70か所あります。その数は増加しており、ガイドブックには「ドッグランあり」という特別なマークつきで紹介されていました。秋田県内では、道の駅ふたついに24時間無料で利用できるドッグランが設置されています。岩手県では、道の駅雫石あねっこにドッグランがあります。

美郷町も、主な観光施設にドッグランを設置し、利用機会の向上と滞在時間の延長を図るべきと考えます。対象としては、道の駅美郷と名水市場湧太郎になるでしょうか。施設周辺の町有地なども含めてみると、スペースの確保も可能かと思われれます。そして、あったか山のコテージと併せて、美郷町はペット・ツーリズムへの取組が進んでいることを、より積極的に発信していくべきと考えます。

以上、観光施設にドッグランを設置し、ペット・ツーリズムへの対応を強化していくことについて、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナ禍による外出自粛やテレワークの推進等により、日常生活を自宅で過ごす方が増えたことに伴い、ここ数年間で新たにペットを飼う方が増えたという状況については、報道等で承知しているところです。また、観光地や駐車場等においては、ペット同伴で旅行されていると思われる方を見かけることもございます。

このような中で、本町では、六郷温泉あったか山において、あきた美郷づくり株式会社の事業の一環として、ペットの同伴が可能なドッグランつきのコテージを整備し、令和2年6月より供給開始しております。

現在、コテージ10棟中3棟をペット同伴が可能なコテージとして提供しており、令和4年度においては、主にドッグランを利用できる5月から10月の半年間における一般のコテージの宿泊稼働率45%に対して、ペット同伴が可能なコテージについては稼働率68%と、好評をいただいているところです。

また、ドッグランは整備しておりませんが、雁の里ふれあいの森キャンプ場においては、利用者がしっかりとペットを管理し、ほかのお客様に迷惑をかけないことを条件にペット同伴での利用を認めているほか、大台野広場においても、同様の条件によりペット同伴での公園の利用を認めるなど、利用者の皆様ができるだけペットと一緒に宿泊や観光できるよう対応を行っているところです。

ご提案のあった観光施設へのドッグランの設置についてですが、道の駅美郷や名水市場湧太郎については、いずれもイベント時に駐車スペースが不足との利用者の声をいただいているところであり、駐車スペースをドッグランスペースに転用することは、イベント時の対応がさらに難しくなるものと存じます。

また、ドッグランを設置している複数の道の駅に、ドッグラン設置による道の駅への波及効果を問い合わせたところ、いずれも「特に管理人等を置いておらず、自由に利用してもらっているため効果は分からない」とのことで、ドッグランの設置が施設の利用拡大や滞在時間の延長にどの程度寄与するか、不明瞭な回答でした。

こうした状況を踏まえた上での、道の駅や名水市場を含む主な観光施設へのドッグラン設置についてですが、あったか山コテージのように宿泊目的で、かつ、分けることが可能であれば別ですが、そうでない施設の場合、民間事業者との関係や施設利用者の多様なニーズを考えることも必要であり、また併せて施設管理の在り方や費用対効果などを考慮しますと、現在のところ、設置を考慮しておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） では、次の質問です。

SNSで迅速な情報発信ができる体制の構築を。

SNSを使った情報発信について、2つの事例を取り上げたいと思います。

まず、8月上旬のことです。六郷地区で予定されていた舟ッコ流しの川入りが、急遽中止となりました。日中の雨で増水が心配されたためと考えられますが、夜の川入りの頃に雨は上がっていたため、会場には中止となったことを知らない見物人が集まっていました。町のウェブサイトを見ても、フェイスブックなどのSNSにも、中止を伝える情報はありません。日曜の夜の出来事だったため、更新する担当者がいなかったからでしょうか。いろいろなSNSアカウントを巡回したところ、川入り中止の情報を発信していたのは、あきた美郷づくりのインスタグラムだけでした。

それと、もう一つ。夏の間、町の公式ツイッターには、「プールパークみさとの営業情報について、町のホームページに公開することになったよ！」と掲載されていました。しかし、これでは、SNSのよさを生かした情報発信とは言えないように思います。わざわざウェブサイトを確認しに行く二度手間がなくても済むように、営業中止のときだけ、「今日のプールはありません」と流してもらえたほうが利用者としては助かります。

災害の際には、SNSによる情報発信が重要となります。今年度の新事業として、LINEを使った町政情報配信システムの稼働も予定されています。美郷町は、SNSの運用にこれまでよりも資源を投じ、より迅速な情報発信ができる体制を構築すべきと考えますが、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

舟ッコ流しは、古くから行われてきた七夕行事で、今年度は4年ぶりに通常開催する予定でしたので、子供たちはもちろん、多くの方々が楽しみにしていたものと存じます。

開催の8月6日当日は、朝から仙北平鹿地域への雷注意報が発表されていたものの、日中の天候は晴天であったため、予定どおり開催することで準備も進めておりましたが、午後3時頃、県内へ竜巻注意情報が発表され、六郷地区でも一時集中的な降雨があったことに加え、雷鳴も聞こえる状況となったため、参加者の安全を優先し、午後4時30分頃に実行委員会事務局で中止を判断いたしました。

その後の対応として、参加町内会の代表者及び関係者等へ中止の旨を電話連絡するとともに、会場の撤去作業を進め、現地へ中止の貼り紙をして周知を図ったところです。急遽の中止決定のため、十分に周知が行き届かず、ご来場いただきました皆様には大変ご迷惑をおかけし、おわびを申し上げます。

なお、町ホームページを通じた情報発信ですが、5月中旬より、災害情報やクマ出没情報など安全に関わる緊急性の高い情報については、担当職員勤務時間外でも情報発信できるよう運用してきております。さらに、9月1日からは、全ての情報について勤務時間内外にかかわらず、所管課で直接ホームページの情報更新ができるよう運用しており、迅速かつ正確な情報発信に努めているところです。

プールパークみさとの営業情報についてですが、猛暑の状況を踏まえすと、晴天であっても暑さ指数を基に突発的な休業もあり得ることから、今期から定時に営業情報をお知らせすることとし、利用者が自ら営業情報を取得していただくように、午前9時と午後0時30分に町ホームページで当日の営業情報を提供するとともに、グーグルマップの営業情報も随時更新してきたところです。

また、町公式フェイスブックなどのSNSでは、町ホームページへのリンクを貼るとともに、プールパークみさと入り口の看板にQRコードを掲示し、町ホームページへアクセスできるようにしたところです。

議員ご提案のSNSを含む迅速な情報発信体制についてですが、本町では10月より新たに町公式

LINE運用を計画しており、利用者が欲しい情報を自ら選択し、受信できるセグメント配信が可能となります。こうした情報発信体制の強化を踏まえつつ、今後、既存の伝達手段である町ホームページ、各SNSの情報発信の在り方については改めて検討し、正確な情報を効率的かつ迅速に提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇藤原政春君

○議長（森元淑雄君） 次に、4番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

（4番 藤原政春君 登壇）

○4番（藤原政春君） 改めまして、おはようございます。

通告に従い、3つの質問をします。

第1番に、税務申告についてということです。

昨年度も、税務課職員の皆様には、税務申告の際は大変ご難儀をおかけいたしましたことに、感謝申し上げます。

さて、税務申告は、現在、スマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでも申告書を作成できるとのことで、スマホ決済の利用件数が、令和3年度分は全国で150万人突破とのことです。

しかし、当町では、役場へ直接出向き申告する方が多くいます。昨年度、庁舎での税務申告では、町民の方々の待つ時間が長く、帰って再度来ても順番待ちが続いたとのことです。中にはタクシーで来た方、隣の方から乗せてきていただいた方々もいます。また、番号札を発行しても、他の人の分も合わせ数枚取っていく方もおり、町民は大変不便したようです。

そこで、今年度の税務申告は、待ち時間の短縮と混雑の少ない税務申告をどのような体制で臨むのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度の町県民税の申告相談につきましては、2月7日から3月15日までの26日間の日程で、仙

南、六郷、千畑地区の3会場において実施し、新型コロナウイルスなどの感染症予防及び申告される方々の会場内での待ち時間の軽減のため、ここ数年の相談件数を基に1日の相談受付人数を設定しておりました。

近年は、自宅などからパソコンやスマートフォンによるe-Taxを利用した電子申告が徐々に増え、会場での相談件数は少しずつではありますが年々減少しており、ここ数年では期間中約3,100件の申告相談となっております。

毎年1月に各世帯に配布している申告相談のご案内に、原則として行政区ごとに指定された期日、会場にお越しいただくようお知らせしておりますが、例年、3月に入ってから指定の割当日以外の方も多数来場され、大変混み合う状況となり、加えて申告が不要な方が申告会場に来場される事例もあるところで、昨年度は特にその傾向が強く、結果、議員ご指摘のとおり、役場庁舎で行った3月の申告相談においては大変混雑し、申告者の方々にはご不便をおかけしました。ご不便をおかけした方々におわびを申し上げます。

さて、今年度の申告相談に向けた改善策ですが、まず相談日数及び1日当たりの申告相談時間を増やします。また、申告会場の混雑緩和及び待ち時間の短縮を図るとともに、申告者の方々が朝早くから並ぶ必要がないよう、受付整理券の配布をやめ、申告者の方が希望する相談日時をあらかじめ電話やインターネットで受付する事前予約制を導入し、申告者の利便性を図りたいと考えております。予約システムの運用に伴う費用につきましては、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議につきましてよろしくお願いを申し上げます。

また、会場での相談時間短縮のため、事前に申告資料を整理、集計した上で相談にお越しいただくこと、行政区ごとに指定された相談日にできる限りご予約いただきたいこと、加えましてマイナンバーカードの普及状況を踏まえ、パソコンやスマートフォンによるe-Taxの利便性についても、広報や町ホームページなどで周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○4番（藤原政春君） 次に、少子化対策についてを質問いたします。

政府は、今年6月1日に、次元の異なる少子化対策を示し、子供関連予算倍増の時期についても、2030年代初頭までの実現を示しました。そして、県、町でも少子化対策が実施されておりますが、6月2日発表の人口動態統計では、出生率1.26と過去最低で、7年連続前年を下回りました。そこには、子育て環境、生活困窮等の原因もあります。

全国の出生者数は、令和3年が81万1,622人、昨年は77万747人で4万875人減少しました。戦後最大の出生数は、1949年の269万6,638人でした。現在は、その3分の1も生まれていません。2016年の出生数は、前年比では2万8,698人減で、2010年と比べると20万人以上が減ったこととなります。

そして、美郷町での出生数が、2005年は140人、2010年は125人、2017年から100人を切り90人、そして昨年は72人、婚姻数は40組ほどで減少しております。また、町では、出産に合わせ17万円支給されていますが、出生数が上昇すると思いますが、まだ先行きが分からないところもあります。

少子化の原因は、結婚する人の減少、夫婦が授かる子供の数が減ったことが大きいと思われ、全国の婚姻件数は、2001年に80万組、2022年には52万組弱となり、2021年と比べ5,500組程度増加しましたが、いずれ降下していくものと思われ。そして、50歳時の未婚割合を示す生涯未婚率も、1990年に男性4.4%、女性4.1%だったのが、2020年には男性28.3%、女性が17.8%と急上昇しています。また、令和4年内閣府の男女共同参画白書では、20代の女性の約50%、男性の70%が、「配偶者、恋人がいない」と回答しています。

バブル期の1987年の厚生労働省人口全国調査でも、18歳から34歳まで、「恋人または婚約者がいる」と答えた女性は30%、男性は20%超しかいませんでした。しかし、その時代は、恋人がいなくても大半の人が結婚しました。それは、見合いや知人の紹介による結婚もあったからと思われ。1965年の時代まで半数以上を占めていた見合い結婚は、現在、5%程度です。現在の結婚は恋愛結婚が90%です。そのため、恋愛をしなければ結婚に結びつかない状態です。

かつて、一定の年齢になれば、親戚や知人、職場の上司などから縁談が持ちかけられ、結婚し、子供を授かりました。しかし、今では個人情報プライバシーとされ、結婚や子供の有無を聞くこともハラスメントと非難されるようになり、若い男女への縁談の話もできない風潮になりました。こうして結婚への機運から遠ざかるようになったことも、未婚率上昇につながっていると思われ。恋人がいらない若者の中には、恋愛を先送りしている者が少なくないこと、また、将来の目標達成のために生活している人の中には、恋愛にも抑制的な傾向があるようです。

また、関西学院大学の西村 智教授の2016年の「若者の恋愛離れに関する一考察」の中で、「恋愛を先送り、かつ、現在偏重型の人に背中を押すような仕掛けをすることで、承諾人数が増えることが分かった」という報告もあり、結婚の先送り防止になるとのことです。

また、福井県ではボランティアによる「めいわくありがた縁結び」を立ち上げ、平成22年から27年度まで、結婚相談所、「地域縁結びさん」による成婚実績が過去6年間で約450組だったそうです。それは、縁結びさん同士の情報交換により、マッチングの機会を増やすとともに、27年度からは企

業や団体内の協力を得られるように結婚応援企業登録制度を創設、「職場の縁結びさん」の企業を募集して、「縁結び普及員」も配置しているとのこと。

現在の未婚率増加の状況をよくするには、このように町全体で結婚を奨励することも必要です。麗澤大学の八木秀次教授いわく、「個人のプライバシーや選択に配慮しつつも『縁談』のお世話役をする機運を地域全体でつくるのが望まれます。そして、結婚奨励金の支給や、結婚の障害になり得る奨学金返済のさらなる減免を検討したほうがよいのでは」と新聞等でも述べられております。誰もが結婚しやすい環境の美郷町になることが、地域の少子化防止になることではないかと思われませんが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の少子化対策についてですが、独身男女の出会いの支援、結婚後の新生活を始める時期及び子育て世代の経済的負担への支援として、各般の取組を展開してきております。

具体的には、平成28年度から開始した独身男女の出会いの場を創出する交流イベント等に助成する「出会い創出事業」、令和2年度から開始した出会いから交際、結婚まで丁寧なサポートを行う「あきた結婚支援センター」の新規入会・登録更新に対する助成、令和3年度から開始した新婚世帯における住宅取得、賃借、リフォーム及び引っ越しに対して助成する「結婚新生活支援事業」、令和4年度から開始した小中学校の新入学児童生徒の保護者へ入学祝い金を支給する「入学祝金事業」などを実施しております。

また、令和2年度からは、子供の健やかな成長と子育て家庭を支援するため出生祝い金を支給し、令和4年度からは出産・子育て応援金、令和5年度からは出産おめでとう給付金を支給しているところです。さらに、令和4年度からは、優秀な人材の確保及び本町への定住促進を図るため、奨学金を返還している方に対して助成する「奨学金返還助成事業」も実施してきているところです。

令和4年度の実績ですが、「出会い創出事業」はコロナ禍のため実績はありませんが、あきた結婚支援センターの入会登録料への助成は、新規6件及び更新4件で合計10件と前年度より2件増加しております。「結婚新生活支援事業」は2件助成し、前年度と同数です。「入学祝金」は222人、「出生祝金」は70人、「出産応援金」は104人、「子育て応援金」は62人に支給しております。また、「奨学金返還助成」は3件助成しているところです。

このように、出会い、結婚、出産、子育てに関して各般の支援策を講じ、これまで少子化対策に取り組んできておりますが、一方で、結婚や出産は個人の生き方や考え方が優先されるべき分野で、

あくまで結婚を希望している方、出産を希望している方が、より踏み出しやすい環境整備とすることが、行政としては肝要ではないかと認識しているところです。

他方、国では、令和5年6月、「こども未来戦略方針」において、今後3年間の集中取組期間における実施すべき「加速化プラン」の内容と将来的なこども・子育ての予算の倍増に向けた大枠を示しました。この方針において、こども未来戦略の3つの基本理念を、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」とし、既に実施しております「出産・子育て応援交付金」や「出産育児一時金の引上げ」に加え、児童手当の拡充、高等教育費の負担軽減、働く子育て世帯の収入増、子育て世帯に対する住宅支援の強化、育休制度の抜本的拡充や全ての子育て世帯への支援が示されているところです。今後は、戦略方針の具体化を進め、年末までに「こども未来戦略」を策定する予定としております。

町としては、国の「こども未来戦略」を踏まえ、改めて各般の少子化対策の施策検討を深めるとともに、現在進めている「こども子育て支援拠点施設」を計画的に整備し、より生み育てやすい環境整備に努めるとともに、その前段となる結婚については、こうした少子化対応の各般の施策の充実を通じ、結婚意思がかないやすい環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）はい。

○4番（藤原政春君） 質問ではありませんけれども、その事業に期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） それでは、次の質問に移ってください。

○4番（藤原政春君） それでは、続きまして、宿泊交流館ワクアス多目的グラウンド使用について質問いたします。

多目的グラウンドを管理してくださっている職員の方々に、大変ご難儀をおかけし、感謝申し上げます。

さて、グラウンドをお借りする際、水分補給等をする小休憩場所が隣の体育館以外にない状態です。しかも、その体育館が使用されているときは使用できません。今年のように30度以上になる猛暑時には、プレー開始前、中間、終了後には休憩する必要があります。しかし、木陰となるような樹木も数本しかいないため、熱中症の危険が懸念される状況です。また、雨の日の翌日はぬかるみとなり、プレーができない状態にもなります。

多目的グラウンドの広さは申し分なく、芝の状態も誇れるようになっているほど素晴らしい場所だと思っております。そこで、町では今後、グラウンドの環境整備をどのようにお考えなのか、お

伺いたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

宿泊交流館ワクアスは、平成27年4月にオープンし、以来、多目的グラウンドについても供用を開始し、無料でご利用いただいております。

令和4年度の同グラウンド利用実績は、17件458人で、グラウンドゴルフ大会等でもご利用いただいているところです。

ご質問の休憩場所についてですが、少人数でのご利用については、アリーナ入り口付近で休憩をされている方もいらっしゃるようですので、今後、座って休めるようなベンチ等の設置を検討してまいりたいと存じます。

そのほか、有料となりますが、宿泊交流館をご利用いただくことも可能ですので、大会等ご利用の場合は、飛翔館や宿泊交流館の多目的室などを休憩場所としてご活用いただけますよう、周知に努めてまいります。

また、グラウンドの環境整備については、環境美化を意識し、多目的グラウンド利用に支障が生じない部分で桜などの樹木の植栽を検討してまいります。時間は必要ですが、町民の憩いの場となるようお願いいたします。

なお、現在ご利用いただいているグラウンドゴルフなど、競技によっては降雨後のグラウンド状況を踏まえ、近隣にある南運動公園内の農村広場や交流原っぱなどのご利用もご検討いただくよう、併せて周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、藤原政春君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、自転車用ヘルメットの購入助成について伺います。

道路交通法が改正され、今年4月から、自転車を利用する全ての人のヘルメット着用が努力義務となりました。警察庁の発表では、自転車事故で死亡した人の7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人に比べ約2.2倍というデータもあります。ヘルメットの着用は、交通事故被害の軽減につながり、安全対策上も有効です。

しかし、まだまだ、ヘルメット着用が習慣化している状況ではありません。着用率は、努力義務となった4月以降、それまでの9%台から、13%から15%と上昇しているようです。とはいえ、啓発が必要です。

こうしたことから、全国ではヘルメット購入費用に助成する自治体が広がっています。自転車事故の被害軽減とヘルメット着用を促進するため、ぜひ当町でも助成を行うよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年4月1日、道路交通法が改正され、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。これに先立ち、秋田県自転車条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が、令和4年4月1日より義務化されているところです。このように、自転車利用者の万一の交通事故による被害軽減と、他人に被害を及ぼした場合の賠償責任については、法令の整備がなされている状況です。

そこで、自転車用ヘルメットについてですが、ヘルメット自体は比較的安価な製品から準備されている状況で、例えばチャイルドシートのように高額な製品ではありませんので、基本的に個人で対応するべきものと認識しております。したがって、現時点では、購入に対する助成は考えておりません。

なお、児童生徒に限った話になりますが、近隣市で小学生や中学生に対して支給や補助の制度があることは承知しておりますが、美郷町では、近隣市で実施していない小学校、中学校入学時の入学祝金を支給しており、必要な用品等の購入に支援策を講じているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 高額でないからということでありましたけれども、全国の自治体の助成の状況を見てもみると、購入費用の2分の1で、上限2,000円から3,000円を補助しているところが

多いようです。ヘルメットの値段はピンからキリまでありますので、一概には言えませんけれども、啓発の意味でも必要なのではないかと、そのきっかけになるようにという思いで質問をさせていただきました。努力義務なので、もちろんかぶらなくても罰則はありませんけれども、命を守るという点では、ぜひとも着用してほしいものだと思っています。

それで、なかなかやっぱりまだまだ着用することが習慣化していないと思います。とりわけ高齢者の方々は、なかなかかぶっていないのではないかと。着用率も、高齢者も少しずつ上がってきているということではありましたけれども、命を守る、そしてこのヘルメットをかぶるきっかけを町が補助するという形で行ってはどうかという考えですけれども、この点についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

補助に対しては、先ほど答弁いたしましたとおり、考えておりません。啓発の意味で、習慣化していない状況を幾らかでも改善するべきというご指摘については、助成という形ではなくて、広報等を通じた周知、情報提供といった形で、習慣化に結びつくよう啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

国の地方創生臨時交付金を使い、期間限定で無償にすることなどを含め、小中学校の給食費を無償化する自治体が、本年度、全国的に広がっています。県内でも男鹿市が、物価高騰の影響を受ける家計の負担を減らすため、7月から無償化を実施しました。

物価高騰が家計を直撃している、子育て世帯の経済的負担が大きくなっている今こそ、町でもぜひ無償化を実施すべきではないでしょうか。給食の無償化は、どんな家庭の子供にとっても安心して、申請主義の就学援助制度と違い、全員に届く普遍性があるものと思います。学校給食法第11条では、食材費の保護者負担は規定されていますが、公費補償を妨げるものではありません。だからこそ、厳しい経済情勢の下で、無償化する自治体が広がっているのではないのでしょうか。ぜひ当町においても、子育て世帯の経済的負担軽減や児童生徒の健全育成、子育て支援策として、学校給食費の無償化を実施すべきでないでしょうか。見解をお伺いいたします。

昨年の6月議会の私の質問に、国に対し無償化を求めることについて、町長は考えていないとの

答弁でしたが、政府が今年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、「学校給食費の無償化の実現に向けて」「課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討する」としています。町としても国に対し、国の財政措置による学校給食費への無償化の実施を要望していくべきではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費についてですが、議員ご説明のとおり、学校給食法では、「学校給食の実施に必要な施設、設備並びに運営に要する経費以外の経費は、給食を受ける児童等の保護者の負担とする」とされており、これに従い、給食材料費は保護者が負担しているところです。

しかしながら、最近の物価高騰に伴って食材費も上昇しており、規定の1食当たりの食材費単価のままでは、学校給食の栄養バランスや質、量を維持することが困難であることから、町では令和4年10月より、保護者負担額を上げずに1食当たりの食材費を増額し、その分を町で補填しているところです。したがって、実質的に保護者負担の軽減を行っているところです。

内容といたしましては、現在のところ、各ご家庭が負担している給食費の約13%に相当する、小学生1食当たり36円、中学生1食当たり40円を食材高騰措置として補填することとし、10款教育費の中の給食材料費に計上しております。この対応は今年度も継続しており、年間1人当たりの補填額は、小学生で約7,200円、中学生で約7,800円になる見込みです。

また、経済的な理由で生活が困窮していると認められたご家庭の給食費は、就学援助費の中で対応しており、保護者からご負担をいただいております。

そのほか、子育て世帯や生活困窮世帯への支援策として、児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金事業」や、非課税世帯には1世帯当たり3万円の給付、課税世帯には1世帯当たり1万2,000円的生活応援券を給付する「エネルギー・食料品等価格高騰支援事業」、また、保護者の経済的負担軽減と児童生徒の健全な育成を願い、小学校、中学校に入学する新入生1人当たり3万円を支給する「入学祝金事業」などを実施しているところです。

このように、様々な面から子育て世帯の負担軽減につながる経済的支援を行っているところであり、現段階では、学校給食費の無料化について考えておりません。

また、政府は今年6月に、次元の異なる少子化対策を実現するための政策として、「こども未来戦略方針」を閣議決定しておりますが、その中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースでの実態調査を速やかに行い、その結果を1年以内に公表し、その上で、小中学校の給食実

施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」としております。

このように、学校給食費の無償化に関しては、国において調査等について速やかに進めるという状況であることから、その検討を見守る観点で、国への要望等は現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） これまでと同じ答弁でありましたので、町長の言っていることは、いろいろな子育て支援もしているということで、そのところは理解するものですが、学校給食については教育の一環である、今までもやり取りをしてきたところですが、義務教育は無償の原則にある、こういうことからやっぱり無償化を進めていくべきではないか。もちろん、国がやるのが一番必要なことだと私も思いますけれども、各自治体がいろいろ頑張っていて独自にやっている、そういうことが広がっていけば国を大きく動かす力になると思いますので、国に対して要望することはぜひやっていただく、国がこういうこと言っているわけですので、国が実施するための後押しになるように、ぜひ自治体のほうからも国に対して要請していただきたいと思います。その点を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の再質問の趣旨は、初回ご質問の趣旨と同様でありますので、再答弁としては、先ほど申し上げましたとおり、国において調査等を速やかに進めている状況でありますので、その検討を見守る観点で、国への要望等は現段階で考えておりませんという答弁となります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

初めに、視覚障害者の情報取得について質問いたします。

全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。

ただ、今でも視覚障害者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります」と。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。18ミリ角の中に、日本語（漢字仮名交じり）で800文字のテキストデータを記録することが可能です。印刷物にコードの普及などを付与する場合、端に「切り欠き」を入れる必要があります。この切り欠きによって、視覚障害者はコードの位置が分かるようになっています。

音声コードを音声情報とするためには、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」が必要となりますが、当装置については、厚生労働省の事業において市町村から障害者に普及されるようになっていきます。現在では、同装置を使用しなくても、スマートフォンアプリで簡単に音声コードを読み取ることができるようになっています。音声コードは、視覚障害者や、他の疾病、高齢化などで文字が読みづらい方々にとって大変に役立つシステムと考えられます。

先進自治体事例として、東京都世田谷区が全世帯に音声コードを付して選挙の投票所入場券を配布しました。また、練馬区では、視覚や識字に障害のある方が区から届く書類を判別できるようにするため、封筒に音声コードを印字し、スマートフォンなどで送付物の内容を音声やテキストデータで確認できるようにしています。

以上のことから、本町でも視覚障害者や文字が読みづらい方々が情報を得やすくするために、まずは町から町民へ送付される公的な通知について、音声コードの普及を早急に進めるべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年8月末現在、町内の身体障害者手帳交付者のうち、視覚に障害をお持ちの方は59人となっております。このうち8人が独居在宅者で、一部の方は障害福祉サービス、もしくは介護福祉サービスを利用しております。

本町では、視覚障害者の方に対し、補装具費支給制度で安全杖などの補装具を支給しているほか、日常生活用具等給付事業で情報・通信支援用具などを給付するなどし、日常生活の便宜を図っています。また、町ホームページについても、高齢の方や障害をお持ちの方に配慮し、音声読み上げ機能を付与するとともに、文字の大きさや背景色を変えられるよう、誰もが利用しやすいアクセシブルなホームページに令和元年度にリニューアルしているところです。

こうした取組状況の下、これまでのところ、視覚に障害をお持ちの方からは新たな支援の要望は寄せられていない状況ですが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に鑑み、視覚の障害をお持ちの方のうち、情報取得や利用により困難性が高い独居在宅者については、支援の充実が必要ではないかと認識しているところです。

そのため、ご本人の意向を確認した上で、かつ、役場職員がご本人の障害に関する情報を共有することをご理解いただける前提で、議員ご提案の音声コード付きの印刷物について、外部委託していない、役場で印刷できる配布物のうち、可能なものから対応していくよう、今後検討してまいりたいと存じます。

なお、音声コード付きの印刷物の音声情報取得には、議員ご説明のとおり、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」やスマートフォンのアプリが必要となりますが、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」は、日常生活用具等給付事業により、視覚障害者2級以上の方に一部自己負担により給付されるとともに、スマートフォンアプリのインストールは無料で行うことができる仕組みとなっておりますので、実施する段階に至った場合は、周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時54分）

（午前11時04分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

それでは、長谷川幸子君、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、申告相談の予約制について質問いたします。

現在、申告相談の当日に番号札の交付がされています。そのため、早朝から会場の前に長蛇の列ができることがあります。あまりの人数に、せっかく並んだのに番号札を取ることができなかつたり、寒さを感じる時期で、高齢者の方には酷ではないかと思われる状況です。

町では、早朝総合健診や新型コロナウイルス予防接種の予約受付のノウハウがあるので、それを申告相談の予約に生かせないものかと考え、一般質問することにしておりましたが、大変うれしいことに、本定例会の一般会計補正予算において、税申告相談予約システム管理料業務委託料が計上され、その説明を受けたところでもあります。

そこで、質問ですが、この予約システムに変わるということと、その内容を、町民への周知はいつから行われますでしょうか、そして実施は何年の申告相談からになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 長谷川君、今の最後のほうは通告にありませんので。（「はい、失礼いたしました」の声あり）いいですか。（「そうすると……」の声あり）いいですか。（「はい。質問……」の声あり）うん、終わってください。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまご説明があり、また、質問趣意書で受けております質問に対する答弁をいたします。

例年、町県民税の申告相談の受付は、整理券配布による順番制としており、議員ご指摘のとおり、相談日当日の早朝、整理券配布時間の開始前から、開場前に大勢の方が並べられます。特に、昨年度の申告相談において、3月に入ってから申告期間中は指定の割当日以外の方も多数来場され、後列に並べられた一部の方が整理券を取れなかったことが数日続くなど、大変混雑いたしました。ご不便をおかけした方々におわびを申し上げます。

今年度の申告相談に向けた改善策としては、申告者の方々が朝早くから並ぶ必要がないよう、受付整理券の配布をやめ、新型コロナウイルス予防接種の予約受付の方法と同様、希望する相談日時をあらかじめインターネットや電話で受付する事前予約制を導入し、利便性の向上を図りたいと考えております。

なお、予約システムの運用に伴う費用につきましては、先ほど議員ご紹介のとおり、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議につきよろしくお願い申し上げます。

また、会場での相談時間短縮のため、事前に申告資料を整理、集計した上で相談にお越しいただくこと、また行政区ごとに指定された相談日にできる限りご予約いただきたいこと、パソコンやスマートフォンによるe-Taxの利便性について、改めて広報や町ホームページなどで周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、農業の持続的な発展について、一般質問いたします。

世界的な人口の増加や地球温暖化の進行などを背景に、食料不安が顕在化する中、日本の食料自給率は戦後一貫して低下し、カロリーベースで38%しかありませんが、コロナ禍による物流の停滞、中国による食料の爆買い、異常気象による世界的な不作、ウクライナ戦争の勃発に伴い、さらなる打撃を受けています。

また、農業経営は、燃料や肥料の高騰が追い打ちをかけて苦しくなっており、生産コストの上昇により離農者が増加し、農業の担い手や労働力不足が深刻化しています。

さらに、SDGsや食の分野に対する関心が高まる中、地球環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組の拡大が求められています。

国では、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに稲作を主体とした有機栽培面積を25%拡大し、化学農薬を5割減、化学肥料も3割減と掲げています。

県では、令和3年3月に「有機農業推進計画」を策定したほか、今年3月に市町村と共同で「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を定め、環境保全と温室効果ガス削減の両面から農林漁業の取組事項を推進することにより、持続的な発展を図ることにしています。

有機農業は、草取りの労力がかかり、収量も減るので、簡単に移行できないという声がありますので、現状と課題を踏まえ、基本計画をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

次に、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業経営体は減少しており、将来の地域農業の担い手不足が懸念されています。

このため、法人化・農地集約化による担い手の経営基盤の強化や、移住就農を含めた多様な新規就農者や女性農業者の確保・育成を進める必要があります。

第2期美郷版総合戦略を見ますと、農業法人数、新規就農者数はともに目標を上回っていますが、担い手確保の実施状況、課題、今後の事業展開についてお伺いいたします。

また、今年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は2年以

内、令和7年3月末までに、農地の効率的・総合的な利用を図る「地域計画」と「目標地図」を作成することになりました。

町では、先月10日の畑屋地区を皮切りに、6地区で協議の場を開催することにしてはいますが、目指すべき将来の具体的な利用の姿を描き、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要でありますので、農地の集積・集約化の方針や就農の受入れ体制、研修先についてお伺いいたします。

最後に、令和4年産から5年間で一度も米を作付しない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外するという国の見直し方針に対して、美郷町議会では昨年3月に地域農業や担い手に与える影響を検証し、適切な対策を講じるよう国に求める意見書を提出しました。

県では、昨年6月に農業者を対象に、大豆、ソバ、牧草、ネギ、枝豆の品目ごとにアンケート調査を実施し、取りまとめ結果を公表しています。対応方針として、田畑輪換や畑地化を実施する場合は、排水対策等の指導を行い、収量・品質の確保に向けた技術的な取組を推進し、条件不利地の場合は、省力的に農地を面的に維持する制度の創設を国へ要望しています。

今後の作付見通しにおいて、「作付をやめる・あるいは借地を返す」という回答が少なからずあり、耕作放棄地の増加につながる可能性がありますので、町の農業に与える影響と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、環境保全型農業の推進に関するご質問ですが、有機農業の取組について、町内の集荷団体に確認したところ、町内では取り組まれていないとのこと。その背景として、議員ご指摘の除草等にかかる労働負荷や生産コストの増加に加え、気候や土壌等の条件によっては収量や品質低下などの課題があるためではないかと考えております。

他方、町としては、取組意欲のある農業者がいらっしゃる場合には、農家の意向を踏まえつつ、有機農業に関する情報提供をはじめ、できる限り支援してまいりたいと存じます。

また、議員ご説明のとおり、町では令和5年3月に、県及び県内市町村と共同で「秋田県環境負荷低減事業の促進に関する基本計画」を策定し、令和8年3月までに農林漁業分野に由来する環境負荷の低減と農林漁業の持続的発展を図ることとしました。

その中で、環境負荷の低減に関して4つの目標を掲げており、県全体で有機JAS認証圃場面積81ヘクタール増、特別栽培農産物の認証機関による認証された特別栽培米の作付面積3,323ヘク

タール増、環境保全型農業直接支払交付金の対象面積のうち、長期中干しの取組面積108ヘクタール増、国・県の補助事業による施設園芸におけるヒートポンプの導入数16経営体増を目指すこととしております。

本町の現状ですが、集荷団体に確認したところ、有機JAS認証圃場や長期中干しの取組はありませんが、令和5年産の特別栽培米は約250ヘクタール作付されており、また、平成29年度以降の国・県の補助事業による施設園芸におけるヒートポンプの導入は3経営体あるところです。

環境負荷低減に関する課題についてですが、有機JAS認証圃場については、先ほどお話ししたとおり、有機農業に関する課題があるとともに、長期中干しへの取組については、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件を満たすため農家が研修を受講する必要があることや、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減及び農作業安全の取組を記録・保存する必要があり、農家に負担感があるなどのことから、それぞれの取組が進んでいないものと認識しております。

町としては、これまで取り組まれている特別栽培米の作付面積の拡大を図っていくこととし、令和4年度に機能強化した堆肥センターで製造された堆肥の利活用によって、減化学肥料の取組を推進していくとともに、施設園芸におけるヒートポンプ導入について、広報等を通じて先進事例の紹介を行うとともに、補助事業の周知を図り、ヒートポンプの導入を推進することで、環境負荷に配慮した持続的な農業の展開を推進してまいりたいと存じます。

次に、担い手確保の推進についてですが、農業法人を含む認定農業者、認定就農者及び集落営農組織のいわゆる担い手を確保するため、本町では、認定農業者を目指す方などの農業経営改善計画を認定し、計画が達成されるよう、国や県等の事業を活用しながら、機械・施設等の導入を支援しております。

また、新たに就農を目指す方には、就農前に農業研修を受講する場合に最長2年間の奨励金等の交付、就農後は青年等就農計画を認定して計画が達成されるよう、機械・施設等の導入支援に加え、経営開始資金などを最長3年間交付して就農定着を図り、研修期間から就農後も継続してサポートしております。

農業法人に就業する雇用就農の場合は、農業法人に対して、雇用した者の社会保険料事業主負担分相当を助成しております。

さらに、農業経営改善計画の認定にかかわらず、営農を維持・継続する農業者に対しては、町単独で機械施設等の導入を支援しており、農業従事者の確保及び認定農業者等の育成に努めているところです。

移住就農への支援としては、町外から転入し、町内で就農を目指す方に対して、農地・住居等の賃借料を助成する制度を設けております。

また、農業法人の設立を目指す集落営農組織などに対しては、法人設立を支援するとともに、設立後は運営に対する支援を講じており、各種支援等により担い手の確保に努めているところです。

なお、令和4年度末時点での担い手の数ですが、認定農業者が448名のうち、農業法人が58法人、農家が390名となっております。また、認定就農者は6名、集落営農組織は30組織で、担い手の合計は484経営体となっております。

担い手確保の問題についてですが、本町の各種支援制度については、「経営所得安定対策等のしおり」を作成・配布するなど、町内農家に対する周知に努めているところで、一方で、町内非農家の方や町外の方にそうした制度が周知されていないことが課題と認識しており、町内非農家の新規就農や移住就農を前提として、町外の方からも制度の活用を検討していただけるよう、今後、町ホームページにおいて支援制度等の紹介ページを新たに作成し、周知を強化してまいりたいと存じます。

農地の集積・集約化の方針等についてですが、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和7年3月末までに、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を策定することとなったことは、議員ご説明のとおりです。

本町では、令和7年3月末までに千畑地区から順次取り組んでいくこととし、先月10日に畑屋地区、23日に千屋地区でそれぞれ協議の場を開催しておりますが、農業委員会と連携し、地域の現状や農業者の経営意向等を把握するためのアンケート調査等を実施し、調査結果を踏まえ、目標地図を作成することとしております。

本町といたしましては、現在営農されている方にはこれからも継続していただきたいと考えておりますが、事情により将来的に経営規模を縮小したいといった方の農地については、アンケート結果等を踏まえた上で、可能ならば隣接農地を耕作する担い手に集積・集約することがスムーズなマッチング方法ではないかと考えているところです。ただし、基本は、出し手・受け手の事情や思いなどそれぞれの意向を踏まえることですので、それを大切にし、農地の集積・集約化を進めてまいりたいと考えております。

その目標地図については、地域計画とともに令和7年3月までに作成することになっておりますが、受け手が見つからない農地については、今後検討する農地として、地域計画策定後に随時調整しながら更新していくことができることとなっておりますので、農業者の意向等を踏まえながら調

整してまいります。

農地の集積・集約化に向けた人の確保・育成についてですが、農地の集積・集約化を進めていくためには、農地を引き受ける受け手の確保・育成も重要であると考えております。そのため、本町では、これまでお話ししたとおり、担い手の確保・育成に係る各種支援制度により、規模を拡大しながら地域の担い手を目指す方や新たに就農を目指す方、営農を維持・継続する方、それぞれの希望の達成に資するよう支援してきているところです。

本町としましては、引き続き関係機関と連携し、こうした取組で担い手の確保・育成に係る支援を継続するとともに、各種国・県の研修制度等を活用し、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

次に、国交付金への対応についてですが、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し及び厳格化については、議員ご説明のとおり、令和4年3月議会におきまして、適切な対策を講じるよう見直し方針に関する意見書を議会から提出されているほか、町村会を通じて、水張り要件等の交付基準を明確化し、情報の周知を徹底するよう国に要望しております。

また、県では、見直し及び厳格化による影響を把握するため、令和4年6月に「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに関わる影響調査」を行い、これらの対応方針と省力化に農地を面的に維持する制度の創設を国に要望したことについては、議員ご説明のとおりです。

こうした状況の中、令和5年度の本町の作付状況についてですが、大豆が約740ヘクタール、牧草が約340ヘクタールで、いわゆる転作面積は2,684ヘクタールに対し約40%を占めており、大豆、牧草等は令和8年度までに水稲に転換しなければ交付対象水田から除外されることとなるため、農家にはそのための対応が必要となります。

なお、国では、令和4年11月に水張り要件の具体化を示した後、経営所得安定対策等の実施要綱を令和5年4月に改正し、いわゆる「5年水張りルール」を含む制度の見直し等は、現段階で行わないことを表明しております。

本町では、こうした状況に対応できるよう、作付農家に対して、「5年水張りルールの具体化」を掲載した「令和5年度経営所得安定対策のしおり」を配布し、制度の周知を図っているところです。

本町の農業に与える影響と今後の対応についてですが、県の影響調査では作付をやめたり、借地を返したりする農家の意向もあることから、今後、受皿となる農家がいなかった場合、耕作放棄地など作付されない農地が増加するとともに、資源の有効活用が図られず、景観を損ねるなどの影響が考えられるところですので、そうした事態に至らないよう、受皿となる農家の確保・育成が重要

であると考えております。

具体的には、今後も営農を維持・継続する農家で、担い手を継続または目指す農家に対し、機械・施設等の導入を支援する本町の「営農継続支援事業」の普及拡大や、先ほども述べました町内の新規就農者や非農家の方、移住就農を前提とした町外の方、新たな新規参入者等に対し、就農のための各種支援制度の周知徹底を図り、受皿となる農家の拡大に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 国との関係でございますけれども、去る7月26日に県町村会の全町村長が、令和6年度政府予算及び施策に関する提案・要望事項につきまして、関係省庁等に実行運動を展開されました。

先日、その資料を頂きまして、農林水産省関係を拝見いたしましたけれども、農業の持続的な発展の中に6項目の記載がありました。くしくも、本日の私の4項目と重なっており、驚きました。6項目というのは、1、水田活用の直接支払交付金、2、地域農業の担い手の確保・育成、3、地域計画の策定・公表、4、農業農村整備事業、5、みどりの食料システム戦略、6、スマート農業の推進です。

しかしながら、農林水産省のほうにおいては、提案要望を受けましても、これまでも理解、ちょっとできないような施策がございましたし、あるいはアメリカ合衆国の圧力を感じることもございました。そういう意味で、日本の食が危ないというような意識がちょっと足りないのかなというふうに感じているところでございます。

それから、本日からの県議会におきまして、有害物質カドミウムをほとんど吸収しない新品種「あきたこまちR」への全面切替えが議論されようとしております。

こうした国や県の動きがございませけれども、国や県に全面的に依存することなく、町としての特徴、あるいは特性を生かした農業の振興を実施することができれば、将来にわたり持続できるのではないのでしょうか。

町長には、農業の持続的な発展の実現に向けたかじ取りにつきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の再質問の趣旨をぎゅっと濃縮して、施策立案し、実施しているのが、町単独の「営農継続

支援事業」でありますので、そうした認定農業者でなくても、農業に携わる人を確保していくということが、最終的に将来の農業を支えていくというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

9月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時28分)